

令和8年度沖縄県平和ガイド実態調査業務委託 企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度沖縄県平和ガイド実態調査業務委託

2 業務期間

契約の日から令和9年2月28日まで

3 業務の背景と目的

戦後80年が経過し、戦争体験者が年々減少する中、沖縄戦の実相と教訓をいかに次世代へ継承していくかは、本県における重要な課題である。

現在、平和関係施設や戦跡等において解説を行う平和ガイドは、沖縄戦の実相を伝える上で重要な役割を担っている。一方で、平和ガイドの活動実態や課題については、十分に把握されていない。

このため、沖縄戦の実相と教訓を次世代へ継承していくために必要となる平和ガイドの活動実態及び課題を把握することを目的として、調査を実施する。

4 委託業務の内容

県内で活動する平和ガイド等の活動実態、課題及び平和学習フィールドワークにおける安全確保の実態を把握し、改善に向けた基礎資料を得ることを目的として実施する。

なお、アンケート調査の対象、項目については下記を想定しているが、効果的な調査内容があれば追加提案すること。

(1) 調査設計（全体）

- ①調査目的に沿ったアンケート調査票及びインタビューシート、同行調査確認シートを作成すること。
- ②対象区分、回収目標、分析方針（集計軸）及び実施手順を整理すること。
- ③個人情報保護、同意取得、匿名化等の必要な配慮を行うこと。

(2) 平和ガイドの活動実態と課題に関する調査（アンケート・インタビュー）

①概要

県内で沖縄戦の実相や教訓を解説する平和ガイド等を対象に、活動実態と課題を把握すること。

②調査対象区分（例）

- ・ 専業ガイド（フリーランス／会社・団体・NPO等所属）
- ・ 副業ガイド
- ・ 観光関連事業者所属のガイド・担当者（旅行会社、バス会社等）

- ・平和関係施設（資料館・博物館等）の解説担当
 - ・市町村観光協会等のガイド
 - ・ボランティアガイド（学生／一般）
- ③アンケート回収目標
調査対象区分や地域バランスに配慮し、50名以上から回答を得ること。
- ④主な調査項目(案)
- ・平和ガイドの活動実態：
ガイド対象者、場所、頻度・繁忙期、実施形態、報酬、説明内容、運営方法等
 - ・研修及び人材育成：
スキル維持のための研修機会、研修内容、後継育成方策等
 - ・安全確保：
安全確保の取組、ヒヤリハット、事故対応、保険等
 - ・課題：
報酬・労務・機会、伝える難しさ、依頼者ニーズとの調整、継承等
 - ・平和ガイドを継続するための方策：
継続に重要な要素、次世代継承に必要な支援
 - ・自由意見
- ⑤インタビュー調査
平和ガイドの課題について、アンケートを回答した方からインタビュー調査を行う。人数は10名以上とする。

(3) 平和学習フィールドワークについての同行調査

①概要

(2)の調査結果を補完するため、平和学習に関するフィールドワークに5件程度同行し、実施状況及び安全配慮の実態を把握すること。また、(2)の調査（アンケート・インタビュー）の結果を踏まえ、平和ガイドにおいてフィールドとして活用されている場所（壕等を含む。）を整理・特定し、当該場所の管理者（市町村その他土地所有者等を想定）に対してアンケート調査を実施すること。

②内容

- ・説明の構成、運営、受講者対応
- ・安全配慮（導線、危険箇所の注意喚起、休憩・暑熱対策等）
- ・管理者における安全対策（注意喚起、点検・保全、立入管理、安全確保のための費用等）

(4) 他地域との比較（机上調査）

広島、長崎など平和学習が盛んな地域における平和ガイドの実態を公開情報に基づき机上調査し、本県の調査結果と比較分析を行うこと。

(5) アドバイザリーボード

①概要

調査結果については、有識者から構成されるアドバイザリーボードにより検証を行い、本県の平和ガイドの実情を反映しているか等の観点から専門的な見地からの意見を付すとともに、調査結果から導き出される課題の整理に活用すること。

②アドバイザリーボードの構成等

- ・ 構成員：有識者 3 名（人選にあたっては県と協議すること）
- ・ 回数：2 回
- ・ 謝礼金単価：10,000 円（県の講師等謝礼金の支払規定に準ずる。）

5 成果物

本事業の成果物として、以下を県に納品すること。

① 調査報告書（A 4 縦、印刷版 15 部及び電子データ一式）

- ※調査報告書は、課題の整理及び改善方策の検討に資する形で取りまとめること。
- ※電子データは、ワープロソフト等で作成したもの及びPDFの両方を納品すること。（PDFは紙をスキャンしたものではなく、文字が検索できる形式とすること。）

6 業務の実施状況等に関する事項

- (1) 委託業務の進捗状況や委託業務内容の確認等に関する打合せ等を定期的実施すること。実施頻度は月 1 回程度を想定し、対面又はリモートで行う。
- (2) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは相当の委託料を減額する。
- (3) 受託者が、本業務により作成した報告書等の成果物の著作権及び第三者から取得した著作権は、県が承継するものとする。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処理すること。
- (4) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

7 委託業務の経理等

- (1) 当該委託業務に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要である。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにすること。

- (3) 委託業務の支出内容を証明する経理書類（業務完了報告書含む）は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、受託者の費用負担においていつでも供覧に供することができるように保存すること。
- (4) 委託費の支払いについては、原則精算払いとするが、必要に応じて概算払いでできる。概算払いを希望する場合は、事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに沖縄県に提示すること。
- (5) 委託業務を実施する場合、原則、財産（備品等）の取得は認めない。

8 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定めるその他簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

<その他簡易な業務>

ア 資料の収集、整理、複写、印刷、製本

イ 原稿、データの入力及び集計

ウ イベントやWEBサイト運営に係る通訳、翻訳業務

エ イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配

オ その他、県が簡易と決定した業務

9 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (1) 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 県は、上記「9 業務の再委託についての留意事項」により受託者から委託を

受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- (3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して文書により通知しなければならない。

10 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・管理し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得る情報（個人情報）については、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

11 著作権

本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者（県）に帰属するものとする。

なお、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

12 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

13 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県へ質問書により照会すること。
- (3) 本調査業務を踏まえ、沖縄県が別途実施する関係事業についても、連携、協力すること。